国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land ,Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

太田川河川事務所が所有する
除草機械の貸出ルール

１．貸出概要

①貸出内容

太田川河川事務所が所有する除草機械（ハンドガイド式）を１週間単位で無料で貸出します。

＜除草機械の利用例＞

＜ハンドガイド式除草機械＞

②貸出条件

ア）除草機械の貸出しは、太田川河川事務所が管理する河川区域内において除草作業をされる方に限ります。

イ）貸出、返納、除草機械の運転に係る費用は全て申請者の負担とします。

ウ）貸出にあたっては、別途「河川の維持管理行為の申請」が必要です。
（詳細は「２．申請手続き方法」をご覧下さい。）
※貸出の１週間前を目処に申請をお願いします。

エ）除草機械の貸出し、利用にあたっては申請者と太田川河川事務所出張所長が締結する「河川の維持管理行為協定」に基づき利用していただきます。

２．申請手続き方法

①手続き窓口

機械の貸出しは各出張所が所有する台数を原則とし、申請、機械の貸出、返納手続きは各出張所で行います。

【己 斐 出 張 所：所有台数１台】広島市西区己斐東１丁目１－１
電話番号　082-271-1418
【大 芝 出 張 所：所有台数２台】広島市西区大芝３丁目１－１
電話番号　082-237-3404
【可 部 出 張 所：所有台数１台】広島市安佐北区可部２丁目２２－７
電話番号　082-812-2216
【小瀬川出張所：所有台数１台】山口県岩国市小瀬字沖原２８６－６
電話番号　0827-52-2245

受付時間：平日９：３０～１７：００

※加計出張所・高瀬分室では手続きを行っていません”

②手続きの流れ

手続き	手続き書類、補足説明　等	窓口
申　請	(様式-1) 河川の維持管理行為申請書 ※除草機械使用の希望について明記 ※本人確認のための身分証明書必要	対応する出張所
協定締結	(様式-1) 協定締結通知書 (別紙)　協定書	
除草機械引渡	（様式-２）除草機械確認表（申請者記入） （様式-３）貸出簿　（双方記入） （様式-４）除草機械引渡書 除草機械受領書（双方記入） ※引渡時には協定締結通知書を提示	
除草機械返納	（様式-２）除草機械確認表（出張所記入） （様式-３）貸出簿　（双方記入） （様式-５）除草機械返納書 除草機械受領書（双方記入） ※燃料は満タン返し	

（様式－1）

【申請者記載欄】

河川の維持管理行為申請書

令和　　年　　月　　日

国土交通省　中国地方整備局

太田川河川事務所　○○出張所長　殿

申請者※1　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

［自署の場合押印省略可］

担当者

連絡先

下記のとおり、維持管理行為を行いたいので申請します。

目　的				
実施期間 ※2	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで
実施場所				
現　地 責任者	氏名 電話			□自宅　□職場　□携帯電話
維持管理行為を行うにあたり除草機械の使用を　希望する　・　希望しない				
引渡場所 返納場所 ※3				

※1　申請者の本人確認のため身分証明書（運転免許書、健康保健書等）を提示していただきます。
　　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
※2　期間は準備・後片付け（除草機械の返却を含む）を含め、一週間程度を目安とします。

＊申請内容の変更が生じる場合には、速やかに受付け担当出張所と協議を行ってください。

＊「河川の維持管理行為申請書」内容の維持管理行為について、別紙協定書に基づく協定が締結できない場合には原本を返却します。

協定締結通知書

令和　　年　　月　　日

申　請　者　　殿

国土交通省　中国地方整備局

太田川河川事務所　○○出張所長　　印

上記、「河川の維持管理行為申請書」内容の維持管理行為について、別紙協定書に基づく協定を締結します。

除草機械確認表

確認結果の記入方法　　　良好　：　〇　、修理を要す　：　×

確認項目		確認方法	現況確認	備考
確認箇所	確認内容			
外観	変形及び損傷の有無	目視		
エンジン	オイルの量と性状	目視、触診		
	オイルの漏れ	運転、目視		
	燃料の量	目視		
	燃料の漏れ	運転、目視		
	始動性	運転		
	排気の色	運転、目視		
	異音、振動	運転、聴診		
作業装置	カッターの状況	目視		
	異音、振動	運転、聴診		
	安全装置（クラッチ）	運転		
走行装置	異音、振動	運転、聴診		
	安全装置（クラッチ）	運転		
	速度切換装置	運転		
燃料の補給状況	燃料携行缶	目視		

※除草機械の貸出時および返納時に確認を行います。
※本確認表は受取側が記入するものとします。
※返納の際には、申請者の負担によって燃料を携行缶に満タンクにすることとします。
※除草機械は太田川河川事務所管理区域内での使用に限り、当該区域外での使用はできないこととします。

（様式－3）

貸与簿（MS－12－19－42－KB）

	協定締結日	貸出期間	申請者	受取 （サイン若しくは印）	確認印 （立会者）	返納日	返納 （サイン若しくは印）	確認印 （立会者）	備考
1		～							
2		～							
3		～							
4		～							
5		～							
6		～							
7		～							
8		～							
9		～							
10		～							
11		～							
12		～							
13		～							

（様式－３）

貸与簿（MS－12－19－43－KB）

	協定締結日	貸出期間	申請者	受取 （サイン若しくは印）	確認印 （立会者）	返納日	返納 （サイン若しくは印）	確認印 （立会者）	備考
1		～							
2		～							
3		～							
4		～							
5		～							
6		～							
7		～							
8		～							
9		～							
10		～							
11		～							
12		～							
13		～							

（様式－4）

除草機械引渡書

令和　　年　　月　　日

申請者 殿

太田川河川事務所　〇〇出張所長
〇〇　〇〇　　印

下記のとおり除草機械を引き渡します。

記

1.　機械番号　　MS－12－19－42－KB ，　MS－12－19－43－KB

2.　使用期間　　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

3.　返納場所　　太田川河川事務所〇〇出張所

除草機械受領書

令和　　年　　月　　日

太田川河川事務所　〇〇出張所長
〇〇　〇〇 殿

申請者　住 所
氏 名　　印
（担当者
連絡先）

上記、「除草機械引渡書」のとおり、除草機械を受領しました。

（様式－5）

除草機械返納書

令和　　年　　　月　　　日

太田川河川事務所　〇〇出張所長
〇〇　〇〇 殿

申請者　住 所
氏 名　　　　　　　　　　　　印
［担当者
連絡先］

下記のとおり除草機械を返納します。

記

1.　除草機械番号　　MS－12－19－42－KB　，　MS－12－19－43－KB

2.　返納場所　　太田川河川事務所〇〇出張所

除草機械受領書

令和　　年　　　月　　　日

申請者　殿

太田川河川事務所　〇〇出張所長
〇〇　〇〇　　印

上記、「除草機械返納書」のとおり、除草機械を受領しました。

別紙

協　定　書

　申請者と国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所〇〇出張所長（以下「出張所長」という。）は、太田川河川事務所管理区域における維持管理行為の活動を協力して進めるため、次のとおり協定を交わす。

総　則

（目 的）
第１条
　この協定は、地域の共有財産である河川空間が、「学びの場」「憩いの場」「遊びの場」にふさわしい環境として保全・整備されるとともに、 申請者はもとより利用者が河川への愛着心を深める為に、官民が連携して維持管理を行うことを目的とする。

（実施区域）
第２条
　「河川の維持管理行為申請書」のとおりとする。

（実施期間）
第３条
　「河川の維持管理行為申請書」のとおりとする。

（実施内容）
第４条
　１.「河川の維持管理行為申請書」 のとおりとする。
　２. 申請者は、活動中に堤防の異常や工作物の破損を発見した場合等には、速やかに出張所長へ報告をするものとする。
　３. 出張所長は申請者が除草機械の利用を希望する場合には、太田川河川事務所所有の除草機械を使用させることとする。

（留意事項）
第５条
　申請者は活動に当たって、以下の点に留意して行うものとする。
　１.使用する除草機械は、適正に利用、保管すること。
　２.活動によって生じたゴミは、適正に処分すること。

（責任の所在）
第６条
協定に基づく活動中の事故または第三者との紛争は、申請者の責任において対処するものとする。

（協定の解除）
第７条
出張所長は、申請者がこの協定書その他の法令に従わず、協定の申請者としてふさわしくないと認められる時は、協定を解除することができることとする。

（その他）
第８条
１．出張所長が、除草機械について、必要に応じて実地調査を行い、もしくは所要の報告を求め、または当該機械の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、申請者はこれに応じることとする。
２．この協定は、申請者の実施区域内の占有権を保証するものではないこととする。

（疑 義）
第９条
この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

除草機械の使用

（第４条３項に基づく除草機械の使用条件）
第１０条
１．第４条３項に基づき除草機械を使用する申請者は、第１１条、１２条、１３条、１４条を遵守し除草機械を使用しなければならないこととする。
２．出張所長が特に必要があると認めて貸付期間満了前に除草機械の返納を命じた際には、申請者はその指示に従って除草機械を返納することとする.

（引き渡し返納）
第１１条
１．申請者は、除草機械の引き渡しの際には「協定締結通知書」を提示することとし、出張所長は当該通知書を確認した後、引き渡しを行うこととする。
２．申請者と出張所長は、互いに除草機械が良好に稼働することを確認した後に、

引き渡し、返納を行うこととする。

3．除草機械の引き渡し、返納に要する費用は申請者において負担することとする。

4．申請者は、貸付期間満了時までに返納することとする。

5．第７条に基づき協定を解除した場合には、申請者は除草機械については出張所長の指示に従って返納することとする。

6. 申請者が返納する際は、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡しの状態（燃料の残量含む）で返還するものとする。

（安全の確認）

第１２条

申請者は自らの責任において、使用前に除草機械の安全を確認しなければならない。なお、確認時において除草機械の異常が確認された場合には、出張所長に報告を行うこととする。

（弁償の責任）

第１３条

申請者の故意または重過失により、除草機械に故障破損が生じた場合および亡失した場合には、申請者は弁償の責任を負うこととする。

（禁止事項）

第１４条

1．申請者は出張所長の許可なく除草機械を改造、修繕、その他現状を変更することをしてはならない。

2．申請者は除草機械を転貸し、又は担保に供してはならない。

3．申請者は除草機械を、「河川の維持管理行為申請書」の申請目的以外のために使用してはならない。

4．申請者は除草機械を「河川の維持管理行為申請書」の申請実施場所以外の場所にて使用してはならない。